

平成 24 年第 4 回

# 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成24年第4回教育委員会会議

1 日 時 平成24年3月9日（金） 13時30分～14時30分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中 善 夫
委員	臼 井 博
委員	設 楽 雅 代
委員	西 村 真 理
委員	池 田 光 司
委員	北 原 敬 文
教育次長	町 田 隆 敏
生涯学習部長	長 岡 豊 彦
学校施設担当部長	梅 津 康 弘
給食担当課長	石 井 邦 典
学校教育部長	金 山 正 彦
企画担当課長	西 川 智
教職員人事担当課長	本 間 芳 明
指導担当部長	池 上 修 次
指導担当主事	佐 野 恭 敏
研修担当課長	佐々木 雅 男
中央図書館長	長谷川 利 雄
管理課長	鈴 木 眞
総務課長	長谷川 雅 英
庶務係長	宮 地 宏 明
書記	川 畑 千 沙

4 傍聴者 3名

5 議 題

報告第1号 エネルギー・環境に関する指導資料の作成について

議案第1号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

議案第2号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第 3 号 市長の権限に属する事務の教育委員会への委任の解除に係る  
同意について

議案第 4 号 教頭の人事について

◎ 開 会

○山中委員長 それでは、これから、平成24年第4回教育委員会会議を開催いたします。

会議録の署名は、設楽委員と池田委員にお願いいたします。

本日の議案、議案第4号につきましては、職員の人事にかかわる事項でございますので、教育委員会会議規則第14条第2号の規定によって公開しないこととしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、本日の議案第4号につきましては、公開しないことといたします。

## ◎ 議 事

### ◎報告第1号 エネルギー・環境に関する指導資料の作成について

○山中委員長 では、まず、報告第1号について事務局からご説明をお願いいたします。

○指導担当部長 指導担当部長の池上でございます。

私から、報告第1号 エネルギー・環境に関する指導資料の作成についてご説明いたします。

お手元に配付しております資料をご覧くださいと思います。

エネルギー・環境に関する指導につきましては、次世代を担う子どもたち一人一人が、多様なエネルギー資源の特徴等について事実に基づいて正しく理解するとともに、持続可能な社会の構築という視点から、エネルギー・環境について自ら考え判断する力を身につけていくことが重要であると考えております。

また、昨年、平成23年第12回教育委員会会議におきまして、平成24年度使用教科用図書を選定に関わるご議論いただいている中でご指摘いただきましたとおり、新学習指導要領に基づく小・中学校の新しい教科書につきましては、一部の追記が後日行われましたが、その部分を除きまして福島第一原子力発電所の事故以前に編集されておりますことから、このたびの原発事故も踏まえまして指導内容を検討することも重要であると考えております。

しかしながら、各学校においては、エネルギー・環境に関する指導をするに当たっては、大きく三つの課題があります。一つ目は、エネルギー・環境についてどのように学習を進めるとよいかということ、二つ目といたしまして、原子力発電所の事故や環境への影響などについて子どもの発達の段階や教科の指導内容等に応じどのように取り扱おうとよいかということ、三つ目といたしまして、どのような資料を使って指導を行っていくとよいかということ、大きくこれらの三点が指導上の課題と考えられます。

そこで、子どもたちにエネルギー・環境について事実に基づいて正しく理解させるとともに、持続可能な社会の構築という視点から、自ら考え判断する力を身につけさせることを目的といたしまして、エネルギー・環境に関する指導資料を作成することといたしました。

この指導資料作成の基本的な考え方といたしましては、大きく四つございます。一つ目といたしまして、福島第一原発事故による人々の生活や環境に対する影響の大きさを踏まえ持続可能な社会の構築という視点から指導例を提示すること、二つ目といたしまして、各教科の指導内容を見直し指導に必要な資料の例を示すこと、三つ目といたしまして、再生可能エネルギーや省エネルギー

について積極的に取り扱うこと、四つ目といたしまして、エネルギー・環境について小・中学校の発達の段階に応じどの学年でどの内容を扱うのかを整理いたしまして見通しを持った系統的な指導を行えるようにすること、これらの四つを基本的な考えとして、今回、作成したいと考えております。

少し具体的な部分に触れたいと思いますが、例えば、原子力発電所の事故に起因する放射能汚染についても取り上げるなど原子力発電所の事故を踏まえた指導についてポイントや留意点を明示することとしたいと考えております。それから、子どもの発達の段階及び各教科での学習内容を表に整理して示すなどエネルギー・環境に関する学習内容を整理したいと考えております。それから、文部科学省のホームページなどから資料を提示するとともに、文部科学省が作成いたしました放射線副読本の具体的な取扱いも示したいと考えております。そして、具体的な資料に基づいた指導例を提示したいと考えております。

今回作成する指導資料は、次のページにありますように、12ページ立ての冊子として、作成のねらい等を記述した表紙部分、各学年、各教科におけるエネルギー・環境に関する学習内容を整理した表、それから実践事例といたしまして、小学校社会、理科、中学校社会、理科、技術・家庭の技術分野からなる指導実践例で示したいと考えております。

作成した冊子につきましては、すべての市立学校に冊子として配布するとともに、PDF版を作成し、すべての教員が校務用パソコンから自由に閲覧できるようにしたいと考えております。

なお、本指導資料の作成につきましては、小・中学校の教諭と事務局が、エネルギー・環境に関する指導資料作成委員会を立ち上げまして、その中で検討してまいりたいと考えております。

また、本指導資料につきましては、4月下旬以降に発行・配付する予定で、今後、作業を進めてまいりたいと考えております。

以上、指導資料の作成について報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山中委員長 報告ではございますが、非常に重要な問題ですので、ぜひ皆様からご意見、あるいはご要望などをお願いします。

○西村委員 これは、指導者向けといたしますか、教師向けの資料ということですね。

○指導担当部長 そうでございます。

○西村委員 ということは、児童生徒には、今のところ、統一された資料は何もなくて、各学校で作るということになるのですか。

○指導担当部長 児童生徒向けのワークシートのようなものを直接提供はしませんが、それらを先生が作成して指導するための基礎資料になるような、先ほ

ども申し上げましたが、これに関わるような資料ですとか、あるいは、放射線を取り扱った副読本の取扱いというものを示すことによって、先生方が各学校の子どもの実情に合わせて教材として提示するための教師用資料という位置づけで考えております。

○西村委員 子どもたちに対する資料は、作る予定はないということですか。

○指導担当部長 今のところ、そこまでは考えておりません。

○北原委員 文科省の副読本はあるのですね。

○指導担当部長 はい。

○西村委員 文科省の副読本は、全員に配られているのですか。

○佐野指導主事 文科省の副読本は、来週12日から15日に、幼稚園、小・中・高に配られて、幼稚園は先生のみですが、小・中・高については、新年度、児童・生徒全員に配られます。

○西村委員 それを見ながらということも授業としては可能ですか。

○指導担当部長 それも、授業の一部で取り入れられるような留意点等を今回、示したいと思っております。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

○臼井委員 今、文科省の副読本の話があったのですけれども、これは、今、幼稚園から高校までということですが、小学校のもの、中学校のものということで、全く別な本ですか。

○佐野指導主事 小学生、中学生、高校生向けの子ども用と教師用の資料が、それぞれ別に配付されます。

○臼井委員 そうすると、ある意味で、これをベースにして、各教科の理科とか、あるいは、ここにあるように技術・家庭科とあるわけですがけれども、それと新しく出た文科省のものが、具体的に指導するときの手引になるようなものというイメージでいいのでしょうか。

○佐野指導主事 文科省の副読本は、放射線の副読本となっておりますので、理科的な側面が非常に強くなっています。今回作成する指導資料は、放射線だけではなく、社会や技術・家庭科の技術分野等を含む、もっと幅広いものというふうに考えています。

○山中委員長 ほかにいかがですか。

○池田委員 これは、現時点の問題点を整理したという意味合いですか。それとも、そこから子どもたちに理解を深めてもらう、その先のエネルギーのあり方のジャンルへ行くと、その最後のところはまだ入っていないわけですか。どこまでのところが入っているのかが知りたいです。

○佐野指導主事 国のエネルギー・環境会議で、全体の国民的議論という部分は、これから進められるところではあるのですが、子どもたちには、持続可能

な社会の構築という視点をもとに、自分たちでエネルギー・環境に対する考えをつくっていくという形で考えております。

○山中委員長 エネルギーのあり方などを考えるための指導はするということですね。

○指導担当部長 そうです。

○佐野指導主事 その中で、再生可能エネルギーや省エネルギーなどについては、特にしっかりと扱っていくように考えております。

○北原委員 材料になる事実は、何らかの形で資料として提示していかなければなりませんけれども、それをもとに自分たちでどう考えていくのか、考える力をきちんと身につけさせていただきたいというのが資料の大きな趣旨です。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

この指導資料ができ上がるまでは、教育委員会の方には、経過というか、途中の段階で、委員会会議の場ではなくても、いろいろ途中経過に私どもの意見を反映させていただくために、意見交換をさせていただくことも必要ではないかと思うのですが、その辺はどう考えておられますか。

○指導担当部長 今ご指摘がありましたことにつきましては、事務局としてある程度、構想を練っている最中ですが、完全に形ができ上がる前にご相談するような、事務局として説明する機会を設けさせていただきたいと思います。

○山中委員長 大変大事なことですので、ぜひお願いしたいと思います。

○指導担当部長 承知しました。

○池田委員 委員会の構成委員は、こういうことに詳しい方がいらっしゃるという意味ですか、それともそうではない、どんな基準だったのでしょうか。

○指導担当部長 先ほど申し上げました小学校の社会、理科、中学校の社会、理科、技術・家庭の、特に技術分野になりますが、その教科の中で、私たちがふだんから専門的な部分でいろいろお願いしている学校の教員に、お願いしようと思っております。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

池田委員、人選について何か要望はございますか。

○池田委員 それによって、この位置づけが随分変わるような気がしなくもないので、学校の先生たちとか、そういう範疇だけのことでいいのかどうかは迷ったところです。

ただ、前向きにとらえた冊子になっていくと思うので、そういう意味では、その次のステップがまたあるのかなという気がしています。

○山中委員長 今年、とりあえず、これでやってみようという形でオーダーしながら、さらに次の年度で、今後の社会の状況を見ながら、いろいろ改訂していかなければいけないと思います。

○指導担当部長 先ほど話題になりました国のエネルギー・環境会議から、年度末に、エネルギー・環境戦略に関するまとめが出ますので、それに基づいて、また国民的議論がなされた中に、さらにそういうあたりの方向も変わっていくでしょう。あるいは、新たに子どもたちの東日本大震災のもとでの、特に原発事故の関係でも整理されるものが出てこようかと思imasるので、その辺を、その都度、その都度反映させながら、よりよいものにしていきたいと考えております。

○山中委員長 ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 特になければ、報告案件としては以上とさせていただきますが、先ほどもありましたように、ぜひ、この後、この冊子ができ上がる過程の中で、教育委員会委員と議論をする、意見交換をする機会を設けていただきたいと思imas。

○指導担当部長 わかりました。

## ◎議案第 1 号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 それでは、続いて、議案第 1 号について事務局からご説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 それでは、議案第 1 号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案につきまして、私からご説明申し上げます。

今回、平成24年度の学校給食実施に当たりまして、規則の別表で定めております複数校給食の組み合わせの一部改正についてお諮りするものでございます。

この改正の具体的な内容に触れる前に、昨年この場でのご議論などを踏まえまして、まずは複数校給食とはどのようなものであるかなどにつきまして、教育委員の皆様にはご承知の部分があるかとは思いますが、お配りしております議案書の 3 枚目の複数校給食実施の考え方についてという資料に沿って、まずご説明させていただきたいと思っております。

この資料の 1 番目に学校給食調理方法別の特徴とございます。

学校給食の調理方法は、大きく分けて学校調理方式と給食センター調理方式の二つがございます。

学校調理方式につきましては、学校内に調理施設があって、そこで調理をするということでございますので、できたての温かい給食が食べられる、あるいは各学校で食育を計画し実践するために給食を活用しやすいなどのメリットがある一方で、各学校数の分だけ調理施設を整備しなければならないため、多額の施設設備維持費や人件費などが必要となってまいります。

次に、もう一つの給食センター調理方式につきましては、数校分の給食をまとめて給食センターで調理をするという方式でございます。多額の初期投資費用が必要となりますが、少ない調理施設で多数校の給食を調理するため、運営費を抑えることができるというメリットがある一方で、万が一食中毒などの事故が発生した場合には被害が複数校に広がってしまうということ、あるいは各学校の行事や食育計画などに合わせた柔軟な給食の実施が難しいこと、それから給食を運搬する距離が長いために給食が冷めてしまうというようなことのデメリットがございます。

次に、2 番目の札幌市の給食実施形態でございますが、ただいまご説明申し上げました調理方法別の特徴を踏まえまして、本市といたしましては、安全面や食育等の教育効果等を重視し、給食センター調理方式ではなく学校調理方式を採用しているところでございます。ただ、財源が限られている中で、すべての学校に調理施設を設置することは難しいことから、単独調理校方式と複

数校給食方式の二つの方法を併用して給食を提供しているという実態でございます。

それでは、二つの方式についてご説明いたしますと、単独調理校方式は、自校の給食のみを調理する方式、それから複数校給食方式は、自校の給食のほかに近隣の調理施設を持たない学校1校分の給食を合わせて調理する方式となります。

複数校給食方式を採用、実施するに当たっては、供給校と給食の提供を受ける被供給校、いわゆる親学校、子学校と呼んでおりますが、これらを近隣の学校の組み合わせとすることや、保温性の高い食缶を使用するなど、できるだけ単独調理校と同等の給食となるよう工夫を凝らしまして実施しております。

それぞれの方式の学校数につきましては、下の方に参考として表を載せておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

次に、3番目でございますが、複数校給食の組合せについての考え方でございます。

供給校の給食室で調理可能な規模の食数の組み合わせとすることは当然でございますけれども、それ以外に運搬の距離と時間につきまして、距離は6キロ以内、運搬時間は20分以内を組み合わせの目安として、できる限り短い距離と時間になるようにしております。また、可能な限り同じ区の学校同士の組み合わせにすることなどに配慮して組み合わせを決めているところでございます。

以上で、複数校給食に係る説明を終了いたしまして、本日の議案であります、このたびの複数校給食の組み合わせの具体的な変更内容のご説明に移らせていただきます。

説明に当たりましては、お配りをしております議案の4枚目になります平成24年度複数校給食実施形態の変更内容の資料をご覧いただきたいと思っております。

今回の変更は大きく2点でございます。

まず1点目は、真駒内地区の小学校4校の統合に伴う変更でございます。4校の小学校を統合いたしまして2校となることに伴い、表の左側の平成23年度の組み合わせから、右側の平成24年度の組み合わせに変更いたしたいと考えております。

具体的に申し上げますと、現在、北の沢小学校から給食の供給を受けている真駒内曙小学校の校舎を利用して開校する真駒内公園小学校につきましては、引き続き北の沢小学校から供給を受けることといたします。

次に、閉校となります真駒内小学校の親学校でありました平岸小学校につきましては、現時点では他校への供給の必要がないことから、単独調理校とすることといたします。

次に、真駒内南小学校の校舎を利用して開校いたします真駒内桜山小学校に

つきましては、児童数、それから学級数が大幅に増えるため、現在、給食の供給を受けている澄川西小学校の給食調理施設では対応が困難になることから、給食調理施設に余裕のある平岸高台小学校から供給を受けることといたしまして、これに伴い、現在、平岸高台小学校から給食の供給を受けている澄川小学校は、澄川西小学校から供給を受けることといたしたいと考えております。

大きな2点目は、次のページになりますが、平岸西小学校及び美園小学校に係る変更についてでございます。

現在、平岸西小学校につきましては、表の左にありますとおり東園小学校の親学校であります。ここに記載のとおり2校間の距離が4.1キロということでやや遠くなってございます。また、給食運搬に使う道路も混雑していることが多いため給食の運搬時間が長くなっておりまして、衛生管理上改善が望ましい状況が生じております。これに対処するため、平岸西小学校と同区内美園小学校の子学校を入れ替えまして、平岸西小学校の子学校を東山小学校に、それから美園小学校の子学校を東園小学校に変更いたしたいと考えております。

これによりまして、東山小学校にとりましては、親学校の距離が1.1キロから1.7キロへと若干遠くなりますけれども、東園小学校にとりましては、親学校との距離が4.1キロから1.7キロと大幅に近くなりまして、改善が図られるものと考えております。

今回の複数校調理に関する改正の部分の説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○山中委員長 何か、ご質問、ご意見はございますか。

○臼井委員 今度、新しく真駒内地区の学校が統合して桜山小学校になりますが、そして、平岸高台小学校が新たな供給校になるわけですが、余裕があるので、澄川西小学校ではなくて平岸高台小学校ということですが、施設は特別な改築等はしなくても対応できるということでしょうか。

○学校施設担当部長 そのように考えております。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。

○池田委員 この統廃合の関係で、さらにもう一つ先みたいなのは少し検証したことはあるのでしょうか。この次、また同じようなことが出てきたときに、その機会に札幌に幾つかの拠点を作って、セントラルシステムで持っていく方法がいいのか、もっと途中段階といいますか、本当は単独が望ましいけれども経費の問題があるとか、いろいろな議論がされたのでしょうか。先を見据えたときに、現在の状況が正しいのか、便宜的にこうしたのかどうかを含めてお聞きしたいと思っております。

○学校施設担当部長 統合に関する部分につきましては、統合がどういうふうになっていくかという状況がございまして、あとは、子どもたちの人数がどの

ような動きになるかということもありまして、実態としては、余り長い目で見て全体を考えているということにはなっておりません。やはり、ある程度、そのとき、そのときの状況を見ながら対応しているということでございます。

例えば、先ほどの平岸西小学校と東園小学校の部分などにつきましても、東園小学校はもともと給食調理校でございましたが、子どもが増えて教室の不足が生じたということで、調理室をなくして子学校にした学校です。その際は、余り大幅な変更をしたくないということと、子どもたちが増える状況がまだ見通せなかったということで、一たんは平岸西小学校の子学校と位置づけましたけれども、今回は距離の問題もありますし、子どもたちの状況も、大体的に見通しが立ったということで、今回、見直しをかけさせていただいたということです。

○山中委員長 ただ、原則としては、札幌市としては、安全面や、食育等の教育効果を重視して、学校調理方式でいくのだというのは基本的な方針ではあるのですね。

○学校施設担当部長 その部分につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、うちの方は、単独調理校と親子の複数校給食の組み合わせでいくという方針につきましては、今のところ変更はございません。

○池田委員 わかりました。

○山中委員長 人口動向の変化によっては、場合によってはそういう基本原則を考えなければいけないときもあるかもしれません。ただ、当面は人口動向もそう大きく動くことはないだろうし、基本的な方針としては単独調理校と複数校給食を組み合わせる形でやっていくという方針になるのでしょうか。

○学校施設担当部長 現在は、そういう考え方です。

○山中委員長 ほかにございますか。

○池田委員 センtral化した場合の弊害は幾つか書いてありますが、ちょっと乱暴な意見かもしれないですけれども、企業で言うと、もっとセンtral化して、一斉に届けられる方がいいのではないかと、また、弊害を乗り越えるものがあるのではないかと思いました。例えば温かい供給ができるのだったら、その仕組みを考えてみるとか、いろいろあると思うのですが、コストのことを考えるのか、そうでないのかというところが、自分なりに整理できないでいます。

思い切りコストのことを単純に考えたときには、1カ所か2カ所にしてみる方法もあるのではないかなと一瞬思いました。

○北原委員 実際に、1カ所か2カ所の給食センターで全校の給食を調理したときに、冬場の札幌市内の渋滞という交通事情を考えると、1時間、2時間、給食が遅れるということが出てくる可能性が十分に考えられます。

○池田委員 そうですね。

○西村委員 もう一つ言わせてもらえば、私は、単独調理校も経験しましたし、子学校も経験したことがあるのですが、単独調理校の方は、やはり温かくておいしい給食が出てきます。メニューにもよるかもしれませんが、子どもたちやお母さんたちの間でも評判はよかったということがあるので、なるべく温かくておいしいできたての給食を提供して欲しいということを考えると、センター方式ではない方が良いという気がします。

○池田委員 そうすると、もっと単独調理校を増やしていくべきなのか、中途半端に複数校給食を導入するのはどうなのか、といった議論がされてもいいかなと思います。

私も、単独調理校が一番良いのではないかと考えていますが、単独調理校にどのような負担があるのかということがまだ見えてきていないです。

○北原委員 もう一つ言えるのは、学校の小規模化が進んできている中で、単独調理校を維持していくのはいかがかという考え方もありますので、今の複数校給食方式を、今後、どのように組み合わせていくのかを工夫することが現実的な選択かなと考えております。

○池田委員 わかりました。

○山中委員長 いろいろデメリットが大きくなってきたら考えなければいけないという受けとめでしょうが、基本的に、まだそういう状態ではないということでしょう。

○設楽委員 給食そのものをどうするかというあたりは、まだ国としても余り考えはないのですか。

食育という意味では、給食は大事だと思いますが、本当に家庭での食事がどんどん学校給食に依存されていくような傾向もあります。朝食べてこないとか、そういう家庭であれば、余計に給食が重要だという側面もあると思いますが、夜間高校ですごくおいしくて安い給食を食べさせていただいて、本当に家庭での食事は何なのだろうかと思うところもありました。

○山中委員長 どこかで、弁当持参を認めた学校もありますね。

○北原委員 それこそ、一時期、学校給食の役割は終わったという議論があったりしましたが、結局、それを提案した著書がかなり批判的な指摘を受けたということがありました。

学校給食に頼り切っていくということよりは、むしろ、学校給食を通して、家庭の食も含めて、食についてきちんと見直し、家庭に対する働きかけ等も栄養教諭等を中心にしながら、その役割も担いつつ展開しているところです。ある意味、給食は家庭における食の見直しや考え方を啓発していく役割も担っているのだと思っております。

○山中委員長 フードリサイクルもそうですね。

ただ、今お話があった内容は、常に両方を意識しながらやっていく問題でしょうから、こういう場でなくても、各学校、保護者と学校との話の中で様々な議論が行われたらいいのではないかと思います。

○池田委員 同じ意見ですが、今後の検証に向けて、今いただいた用紙以外にもう一枚、給食のあり方の議論が少しあるといいかなという気がします。センター調理方式がいいのか、やはり、こだわって単独調理校がいいのかとか、今の食育のこととか、いっぱい議論することがあると思いますので、そういった議論が次回に追加できれば良いと思います。

○山中委員長 いろいろな機会に、そういう議論ができるような工夫は、会議としてもしていきたいと思います。

それでは、議案第1号そのものについては、ご提案どおりということでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、議案第1号につきましては、提案どおり決定されました。

## ◎議案第2号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 続いて、議案第2号に入りたいと思います。

事務局からご説明をお願いいたします。

○中央図書館長 中央図書館長の長谷川でございます。

議案第2号は、札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案でございます。

先般、1月24日の教育委員会会議におきまして、札幌市図書館条例の一部を改正することにつきましてご説明したところです。

改正の内容は大きく二つありまして、図書館協議会の任命基準を条例で盛り込むこと、もう一つは、条例全体の文言整理でございました。

2月28日に、第1回定例市議会がございまして、原案どおり可決されました。

つきましては、この条例が改正されたことに伴い、札幌市図書館条例施行規則を改正する必要がある、この議案を提出するものでございます。

改正の内容は、別表の新旧対照表をごらんください。

第2条で文言整理しております。

第4条で規定の整備を行っております。

規則案の施行日につきましては、条例の施行日と同日の本年4月1日でございます。

簡単でございますが、ご説明は以上でございます。ご審議のほどを、よろしくお願い申し上げます。

○山中委員長 どうもありがとうございます。

基本的には、形式的な改正になるのですが、ご質問、ご意見がございませんか。

○池田委員 もう一度、意味というか、内容というか、ご紹介をお願いします。今の文言ですけれども、どういう背景があったのかお聞きしたかったのです。

○中央図書館長 条例の改正案の内容は、図書館協議会の委員の任命基準を条例に盛り込むというものでした。もう一つは、それにあわせて、条例全体の文言整理とさせていただきました。

今回、条例が改正されましたので、条例案の文言整理したことに伴いまして、規則の文言整理もしたということでございます。

○北原委員 条例改正について、ここで前に議論させていただいております。それで、改正が済んだので、それに関わる規則に関する文言は整理させていただいたという趣旨でございます。

○池田委員 その辺、私も伺いたいのですが、任命基準というのはどんな背景だったのでしょうか、もう一度教えていただきたいと思います。任命基準を変

更しなればならなかった理由です。

○中央図書館長 それは、地方分権に関わる第2次一括法が成立しまして、それに伴いまして、今まで法律で委員の任命基準が決まっていたのですが、それを各自治体の条例で定めてくださいというように変わりました。それで、札幌市の条例案にも、今まで盛り込まれていなかった任命基準を盛り込んだというところですよ。

○山中委員長 今回の規則の改正に関しては、任命基準は直接つながるのですか。

○中央図書館長 規則の中には、任命基準は入っておりません。条例の方ですべて基準を示しております。規則の中では、図書館協議会の運営のあり方について示しています。

○山中委員長 よろしいでしょうか。

改正について、特にご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 なければ、議案第2号につきましては、原案どおり決定ということにさせていただきます。

◎議案第3号 市長の権限に属する事務の教育委員会への委任の解除に係る  
同意について

○山中委員長 議案第3号について、事務局からご説明をお願いします。

○学校教育部長 学校教育部長の金山でございます。

議案第3号、市長の権限に属する事務の教育委員会への委任の解除に係る同意についてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長より委任を受けた事務のうち、私立学校法に基づく事務の委任の解除の申入れについて、教育委員会の同意を市長に述べるものであります。

概要についてご説明を申し上げます。

本件は、現在、教育委員会が行っている私学助成に関する事務を、子ども未来局に移管するためのものであります。私立学校法に基づく事務につきましては、そのほとんどが都道府県の事務とされておりますが、同法第59条により私立学校教育に関し必要な助成に限って市町村を含めた地方公共団体がすることができるとされており、札幌市においては、これまで「札幌市教育委員会事務委任について」により、教育委員会に委任してきたところであります。

一方、札幌市では、保育所待機児童解消の取り組みとして、平成24年度より新たに私立幼稚園の施設を活用した預かり保育事業に対する助成を予定しております。今後、幼児教育と児童福祉との密接な連携を図り、札幌市における幼児に対する施策を一体的に推進するためには、現行の事務分掌では効率的かつ効果的な事業の実施が難しい状況となることから、教育委員会が委任を受けた事務のうち、私立学校法に基づく事務を市長部局に戻すことが適当と判断されます。

なお、私立学校法に基づく事務には、私立幼稚園に関するもののほかに、私立の小・中・高等学校及び専修学校・各種学校に関するものも含まれますが、これらにつきまして事務の一元化の観点から、市長部局に戻すことが適当と判断されます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○西村委員 幼稚園の方は、もう子ども未来局に移管するということは、これでわかるのですけれども、中学校とか私立がありますけれども、それも未来局の方にとということでしょうか。

○学校教育部長 助成の部分ですね。私学助成の部分です。例えば、教材等整備費補助金があるのですけれども、そういう助成の部分子ども未来局に移管

したいと考えております。

○西村委員 それで、例えば、一保護者が何か申請に来ようと思ったときに、教育委員会に来たとして、あなたは違いますよ、子ども未来局の方ですよと言われることがあるということですか、それとも、利用者としては余り負担のない変更なのでしょうか。

○学校教育部長 一応、就園奨励費というものがありますので、それについての取り扱いは、今まで教育委員会でやってきましたけれども、今度は子ども未来局の方に申請することになります。

○企画担当課長 幼稚園の部分は、今、部長が説明したとおりですけれども、小・中・高に対しては、個人への助成は行っておりませんので、あくまでも学校法人に対する補助なものですから、ご心配はないと思います。

○西村委員 個人が迷うということはないということですね。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

仮に、法人の関係であっても、多分、周知はされているのだと思いますけれども、その辺はよろしくお願いします。

それでは、議案第3号につきましては原案どおり決定ということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、そのように決定させていただきます。

ここからは、公開しない議案となりますので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

**以下 非公開**